

平成27年第1回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成27年1月26日(月)
午後3時00分 から 午後 3時35分
2. 開催場所 苓北町役場2階第3委員会室
3. 本日の出席委員(13名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	
7番	山本政人	8番	田中文彦
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(2名)

6番	福田正明	12番	渡邊和人
----	------	-----	------
5. 議事日程
 - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
 - 日程第2. 議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第3. 議案第72号 非農地判断について
 - 日程第4. 議案第73号 農用地利用集積計画の認定について
 - 日程第5. 議案第74号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の認定について
 - 日程第7. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 野田尚之・局長補佐 坂本重志・主幹 田尻龍一

7. 会議の概要

1. 開 会

開会午後 3時00分

事務局 こんにちは。定刻となりましたので、只今から平成27年第1回の農業委員会総会を開会致します。まずはじめに、岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

岡村会長 皆さん、こんにちは。平成27年最初の農業委員会総会でございます。本年も皆様のご指導とご協力をよろしくお願い致します。苓北町農業の発展のために頑張ってもらいたいと存じてるところでございます。よろしくお願い致します。

事務局 はい、ありがとうございました。
本日は6番福田正明委員さん、12番渡邊和人委員さんが欠席でございます。出席委員は15名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長をお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

議長 はい、それでは議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

議長 それでは、7番の山本政人委員さんと8番の田中文彦委員さんをお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、坂本氏、田尻氏を指名を致します。

議長 それでは、日程第2.議案第71号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第2.議案第71号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回2件の申請がございます。まず整理番号1でございます。3ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より売買により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は5ページから7ページに図示しております。

申請物件の表示は4ページの議案記載のとおり苓北町坂瀬川の畑4筆2,042㎡です。権利の種類は売買による所有権移転で申請理由は経営規模を拡大するためです。農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が40アール以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。

続きまして整理番号2ですが、8ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は9ページから11ページに図示しております。

申請物件の表示は8ページの議案記載のとおり苓北町内田の田2筆1,074㎡です。権利の種類は贈与による所有権移転で申請理由は経営規模を拡大するためです。農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が40アール以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきました。案件が2件ございますので1件ずつ処理したいと思います。まず整理番号1につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

3 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

3 番 この件についてはですね、1月15日の午後から確認に行っていました。私と委員会から田尻氏、坂本氏3名で現地確認を行ってまいりました。場所は苓北町と(旧)五和町の境ということで一部は苓北町に位置するということで確認に参りましたけれども、当地はデコハウスと極早生の露地で形成されておりました、整備もされておりました。ので何ら問題ないかと思えます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんの方からご意見をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。
ございませんか。

(ありませんの声あり)

議 長 はい、無いようでございますので、整理番号1につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

議 長 はい、ありがとうございました。賛成多数でございますので、議案第71号の整理番号1は原案どおり許可することに致します。続きまして整理番号2についてご意見のある方の挙手を求めます。

1 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

1 番 本件につきましては昨日現地を確認をし、良く整備をされておりました。そして1月15日に申請者と面談をし、この内容について説明を聞いております。申請人は義理の兄弟という形でありますので何ら問題なく移譲ができるのではないかと判断をしております。以上ご審議をお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんからご意見を

いただきましたが、この件について他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか。

(なし)の声あり

議長 はい、無いようでございますので、整理番号2について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

議長 はい、ありがとうございました。賛成多数でございますので、議案第71号の整理番号2は原案どおり許可することに致します。続きまして日程第3、議案第72号非農地判断について上程致します。事務局より説明を求めます。

事務局 はい、日程第3議案第72号非農地判断についてご説明致します。12ページをお開き下さい。この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。平成27年1月9日農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かを判断するためについて、池崎委員、錦戸委員の2名、事務局2名及び関係所有者の方1名で現地の調査を致しました。調査致しました農地につきましては、議案書の13ページから19ページ記載しております苓北町坂瀬川の農地161筆です。位置図、字図につきましては20ページ及び21ページから27ページに図示しております。調査の結果につきましては28ページから31ページに記載をしております。この農地につきましては農地に該当するか否かの判断基準に基づき審議をしていただくものです。対象農地につきましては農業振興地域の農用地区域内の農地と区域外の農地でございます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。本件につきましては農林水産省経営局長通知による判断基準により現況確認につきまして農業委員1名以上の者によって行うと変更されております。そこで担当委員さんと事務局職員で現況の確認を行っておりますので担当委員さんより説明をお願い致します。

2 番 はい。

議長 はい、どうぞ。

2 番 1月9日金曜日午後1時から現況調査を農業委員の錦戸さん事務局から坂本さん田尻さんそれに地元地主から 氏と私の5名で実施しました。判断対象地域は坂瀬川総合グランド周辺の小崎地区、嫁入川地区、葉山地区、向路地区と広範囲にわたり、又現地に入る里道も消失している所も多々あり立ち入るのに困難な状況下にありいかに長きにわたり放置されていたかということが推測され調査終了時刻は午後5時近くまでと長時間に及びました。以上のような状況で説明致します。当該地については、以前果樹園や野菜畑等として利用されていた農地であります。長年にわたり耕作されていないため、竹や雑木が生い茂り荒廃していた。現状からは、作業道が無かったり、あっても細いため人力及び農業用機械では耕起、整地は不可能と思われ、基盤整備事業の実施や企業参入のための条件整備等も計画はされていない土地であり、かつ農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから、一部を除き農地とはみなされないことで一致致しました。

まず、14、66、67、71、100の5筆については現在も耕作されており、68についてはみかんが植えられ現在も管理されているため農地と判断した。また103、104、129、130の4筆については現在は耕作はされておりませんが、今後は土地所有者の親族が借り受けて耕作を開始する予定があると確認されたため農地と判断した。なお110については過去に転用許可を受けずに植林が行われた事が判明したため追認案件として今後転用申請をしていただくよう指導することとし、今回調査の判断対象外とした。

以上の観点から、1～13、15～65、69、70、72～99、101、102、105～109、111～128、131～161の150筆の土地については「非農地」として取り扱うことが適当であることを確認し、調査を終了した。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから事務手続き第3の1により一部の農地を除きその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから農地に該当しない旨のご意見がございました。この件につ

きまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。。

(ありません)の声あり

議 長 ごさいませんか、無いようございませぬので、161筆中150筆につきましては農地に該当しないということございませぬ。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めませぬ。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございませぬので150筆の農地につきましては原案どおり農地に該当しないということに決定致します。続きまして日程第4、議案第73号農用地利用集積計画の認定について上程致します。それでは事務局に説明をお願いを致します。

事務局 はい、日程第4、議案第73号農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。34ページをお開き下さい。

再設定で2件ございませぬ。利用権の設定を受ける者は議案記載の農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は飼料作物作付と野菜作付です。

期間は6年11ヶ月です。35ページをお開き下さい。転貸で再設定で苓北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は再設定と同じです。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えませぬ。以上でございませぬ。

議 長 はい、ありがとうございます。只今事務局から再設定等につきまして説明をいただきましたが、この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

議 長 ごさいませんか、無いようございませぬのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めませぬ。

(全員賛成)

議 長 全員賛成でございますので議案第73号は原案どおり認定することと致します。続きまして日程第5議案第74号農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の認定について上程致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、日程第5議案第74号農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の認定についてご説明致します。37ページをお開き下さい。

この名簿審査につきましては、1月20日に委員皆様により選挙人名簿の審査をしていただきました。その結果を掲載しております。これは農業委員会等に関する法律第10条に基づき、毎年選挙人名簿の調製をしなければならないとなっております。

それでは結果を読み上げます。坂瀬川が92世帯、男94人、女44人計138人です。志岐が200世帯、男233人、女87人計320人です。富岡が55世帯、男61人、女22人、計83人です。都呂々が76世帯、男73人、女30人、計103人です。総計の世帯数が423世帯、男461人、女183人、合計644人となっております。括弧書きが去年の人数となります。昨年と比較しますと世帯数が37世帯減少、男57人減少、女77人減少、合計134人減少となっております。又左下の委員会作成とあるのは職権により登載の件数でございます。この結果につきましてご自分の担当区域をご覧いただきましてご審議をいただきたいと思えます。この申請書につきましては1月末までに町選挙管理委員会へ提出致します。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局からご説明いただきましたが皆様から不明な点等ございましたらご意見を頂きたいと思えます。ご意見のある方は挙手をお願いします。

各委員さんはご自分の地域の数を確認をされてご意見がございましたら挙手をお願いします。ご意見ございませんか

(ありませんの声あり)

議 長 はい、無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので認定することに致します

議 長 議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局 その他事項について報告

1、農地法施行規則第32条第1項第1号に基づく届出について

申請者 苓北町都呂々 番地

対象農地 苓北町都呂々葛籠河内 番

畑1筆 137㎡のうち41.21㎡

所有者 苓北町都呂々 番地

目的 農業用倉庫建設のため

工事期間 平成24年1月20日～24年1月29日

2、平成26年度熊本県農業委員全体研修会の開催について

期日：平成27年2月17日(火) 13：30～16：10

場所：「市民会館崇城大学ホール」

次回農業委員会総会予定

平成27年2月25日(水) 午前9時30分

議 長 農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして平成27年第1回総会を閉会いたします。

閉会午後 3時35分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____